

利府町漁港管理条例第20条第3項第4号に規定する事項を定める要領
の一部を改正する要領

利府町漁港管理条例第20条第3項第4号に規定する事項を定める要領（平成28年12月16日町長決裁）の一部を次のように改正する。

「とする」を「とし、使用料の全部を免除する」に改める。

第1号及び第2号を次のように改める。

- （1） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めるところにより、利府町の住民として住民基本台帳に記載されている者で、かつ、塩釜市漁業協同組合又は宮城県漁業協同組合塩釜市第一支所の組合員又は準組合員で、漁業の活動による事由であること。ただし、設置した施設を利用し第三者から使用料を徴収する場合は、この限りでない。
- （2） 住民基本台帳法の定めるところにより、利府町の住民として住民基本台帳に記載されている者で、かつ、塩釜市漁業協同組合又は宮城県漁業協同組合塩釜市第一支所の組合員又は準組合員で、船舶の漁船登録を行った漁船の活動による事由であること。ただし、毎年3月31日を基準とし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 抹消登録がされ1年以上経過しているもの

イ エンジン、トランスミッション、ラジエータ等が破損し、腐食し、又は取り外されているもの

ウ 船名、船舶番号又は漁船番号が読み取れないもの

エ 船舶及びその周辺の管理を行っていないもの

第3号中「(昭和42年法律第81号)」を削る。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。